

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があつた件 一七
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 一七
- 遊漁規則の変更について認可した件 一六
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件 一六
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件四件 一六
- 道路の区域を変更する件三件 一六
- 道路の供用を開始する件 一六
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 一七
- 落札者を決定した件 一七
- 福島県教育委員会教育長 一七
- 一般競争入札を行う件 一七

告 示

福島県告示第百九十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和元年八月九日から同年十二月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年八月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ザ・モール郡山 福島県郡山市長者一丁目一番五六号
- 二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） みずほ信託銀行株式会社
代表取締役 野中 隆史
東京都中央区八重洲一丁目二番一号

（変更後） みずほ信託銀行株式会社
代表取締役 中野 武夫
東京都中央区八重洲一丁目二番一号

（変更前） 合同会社西友
職務執行者 野田 亨
東京都北区赤羽二丁目一番一号

（変更後） 合同会社西友
職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デイカス
東京都北区赤羽二丁目一番一号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友

（変更後） 合同会社西友

（変更後） 合同会社西友
職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デイカス
東京都北区赤羽二丁目一番一号

三 変更した年月日

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成二十五年四月一日

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成二十三年六月二十日

届出年月日

令和元年七月二十九日

届出をした者

みずほ信託銀行株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第百九十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八條第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和元年八月九日から同年九月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和元年八月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ハンドラッグ島谷野店 福島県福島市島谷野字芝切一五番地一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
(商業まちづくり課)

福島県告示第二百号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の規定により、阿賀川非出資漁業協同組合内共第十八号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について令和元年七月二十五日次のとおり認可した。

令和元年八月九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 漁業権者の名称及び住所
阿賀川非出資漁業協同組合 河沼郡会津坂下町大字白狐字堀南乙百七十四番地の七
- 二 漁業権の免許番号 内共第十八号(阿賀川・日橋川)
- 三 変更の内容

第四条第二項第二号中「喜多方支部、坂下支部、塩川支部及び山都支部」を「第一地区及び第二地区」に改めた。

第七条第一項の表あゆの項中「二、三〇〇〇円」を「二、四二〇〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、七五〇円」に、「二〇、五〇〇円」を「二一、〇〇〇円」に改め、同表こい、ふな、うぐい、わかさぎ、いわな、やまめの項中「七三〇円」を「七七〇円」に、「一、〇三〇円」を「一、一〇〇円」に、「六、三〇〇円」を「六、六〇〇円」に改め、同条第二項第二号中「喜多方支部、坂下支部、塩川支部及び山都支部」を「第一地区及び第二地区」に改めた。

四 変更後の遊漁規則の施行日 令和元年八月九日。ただし、第七条第一項の改正規定は、令和二年一月一日から施行する。

(水産課)

福島県告示第二百一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和元年八月九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
渡部安夫
- 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件(令和元年福島県告示第二百号)によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第二百二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和元年八月九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
猪俣栄美 佐藤一
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件(令和元年福島県告示第二百五号)によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第二百三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を相馬市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和元年八月九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
渡部安夫
- 二 通知の内容の要旨

- 一 所在の不明な者の氏名
- 菅野幸一

- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和元年農林水産省告示第三百六十九号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第二百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を相馬市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和元年八月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 - 渡邊辰四郎 林眞一 水本菊藏 林正二 渡邊辰四郎 水本栄
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和元年農林水産省告示第三百六十五号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第二百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を相馬市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和元年八月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 - 寺島豊記 荒川子之助 門馬ユキ 天野昌宙 天野文夫 中井新吉
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林

の指定施業要件を変更する件（令和元年農林水産省告示第三百七十号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第二百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を相馬市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和元年八月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 - 岡和田茂忠 佐藤克一 横山庄助
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和元年農林水産省告示第三百六十六号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第二百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所（令和元年八月九日から二週間一般の縦覧に供する。令和元年八月九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一二号	喜多方市関柴町上高額 字割田一七一三番三地 先から 同 市塩川町遠田字 向新田二二〇番地先ま で	変更前 変更後	一一・四 二〇九・〇	六、〇八四・八
			一一・〇 九一・〇	六、〇八四・八

（道路計画課）

福島県告示第百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和元年八月九日から二週間一般の縦覧に供する。
令和元年八月九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前後の幅員		延 長
		変更前 (メートル)	変更後 (メートル)	
県道棚倉矢吹線	白河市東釜子字早稲田 一四五番一地从先から 同 市東釜子字早稲田 一八四番地先まで	九・二〇	九・七〇	一四四・一
		一一・三〇	一七・一〇	

(道路計画課)

福島県告示第百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和元年八月九日から二週間一般の縦覧に供する。
令和元年八月九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前後の幅員		延 長
		変更前 (メートル)	変更後 (メートル)	
県道原町二本松線	二本松市戸沢字熊ノ久保一〇三番地先から 同 市針道字後花ヶ作四九番一地从先まで	四・五〇	四・五〇	六五九・五
		二一・九〇	二一・九〇	
		七九・八〇	七九・八〇	六二二・五
		一一・九〇	一一・九〇	

三九・九

(道路計画課)

福島県告示第百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和元年八月九日から二週間一般の縦覧に供する。
令和元年八月九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道原町二本松線	二本松市戸沢字熊ノ久保一〇三番地先から 同 市針道字後花ヶ作四九番一地从先まで	令和元年八月九日

(道路計画課)

福島県告示第百三十一号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和元年七月二十三日次のとおり指定した。
令和元年八月九日

福島県知事 内堀雅雄
売りさばき所の名称及び所在地

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
株式会社山吉 郡山市田村町守山 令和元年八月一日から
吉田商店 字殿町一番地一 令和六年三月三十一日まで

郡山市田村町守山字殿町一番地一
(出納総務課)

公 告

公告第79号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和元年8月9日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
酒造用精米機 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和元年7月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社サンニード 新潟県新潟市南区西白根字千日上60番1
- 5 落札金額
32,450,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和元年5月31日

（入札用度課）

福島県教育委員会教育長

公告第6号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立喜多方桐桜高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和元年8月9日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 福島県立喜多方桐桜高等学校情報教育コンピュータシステム一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 令和元年11月1日から令和7年10月31日まで
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から3年以内に、この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
- (5) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (6) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和元年9月3日（火）午後4時までに次に掲げる場所に提出し、この入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号966-0914 福島県喜多方市豊川町米室字高吉4344番地の5
福島県立喜多方桐桜高等学校事務室
電話0241-22-1230

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和元年8月9日（金）から同年9月3日（火）まで（土曜日、日曜日及び同年8月12日を除く。）の午前8時15分から午後4時45分まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙28枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和元年9月3日（火）午後4時までに必着で請求すること。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 令和元年9月20日（金）午後2時 福島県立喜多方桐桜高等学校1階大会議室（福島県喜多方市豊川町米室字高吉4344番地の5）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和元年9月19日（木）午後3時までに3に掲げる場所に必着のこと。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなけ

ればならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: Computer system for education including its delivery, installation, assembly, adjustment, maintenance and removal services 1 set

(2) Time-limit of tender (by hand): 2:00 p.m., 20 September, 2019

(3) Time-limit of tender (by mail): 3:00 p.m., 19 September, 2019

(4) Contact point for the notice: Fukushima Prefectural Kitakatatooh High School, 4344-5 Takayoshi, Yonemuro, Toyokawa-machi, Kitakata City, Fukushima 966-0914 Japan TEL 0241-22-1230

(財務課施設財産室)